（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２２年１０月１日作成）

法　令　名	水洗炭業に関する法律（昭和３３年５月２日法律第１３４号）
根 拠 条 項	第３条第１項及び第２項、第４条、第５条
許 認 可 等 の　種　類	水洗炭業者の登録
法令の定め	水洗炭業に関する法律施行規則第　１条第１項(登録申請書の提出) 〃　　第　２条(添付書類の記載事項) 第１４条(申請書等の数)
審 査 基 準	水洗炭業に関する法律及び同施行規則で定めている 水洗炭業に関する法律第７条(登録拒否に当たる事由) 水洗炭業に関する法律施行規則第１条第１項、第２条、第１４条
標準処理期間	総　期　間　　３０日・月（注：休日は含まない。） 経由機関　　１０日・月（各市町村長　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２０日・月（各総合振興局（振興局）長　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係
申　請　先	同　上
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２２年１０月１日作成）

法　令　名	水洗炭業に関する法律（昭和３３年５月２日法律第１３４号）
根 拠 条 項	第３条第３項、第４条、第５条
許 認 可 等 の　種　類	水洗炭業者の登録の更新
法令の定め	水洗炭業に関する法律施行規則第　１条第２項(登録更新の申請) 〃　　第　２条(添付書類の記載事項) 〃　　第１４条(申請書等の数)
審 査 基 準	水洗炭業に関する法律及び同施行規則で定めている 水洗炭業に関する法律第７条(登録拒否に当たる事由) 水洗炭業に関する法律施行規則第１条第２項、第２条、第１４条
標準処理期間	総　期　間　　３０日・月（注：休日は含まない。） 経由機関　　１０日・月（各市町村長　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２０日・月（各総合振興局（振興局）長　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係
申　請　先	同　上
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２２年１０月１日作成）

法　令　名	水洗炭業に関する法律　(昭和３３年5月２日法律第１３４号)
根 拠 条 項	第２９条
許 認 可 等 の　種　類	保証金の取りもどしに係る承認
法令の定め	水洗炭業者保証金規則第１９条(申請事項) 第２０条(都道府県知事の公示) 第２１条(申請者への申立書又は供託書正本等の交付) 第２２条(供託所への請求書等の提出)
審 査 基 準	水洗炭業者保証金規則で定めている 水洗炭業者保証金規則第１９条 、第２０条、第２１条
標準処理期間	総　期　間　　７日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　７日・月 (各総合振興局（振興局）長（うち公示期間６ヵ月))
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係
申　請　先	同　上
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ (電話番号：０１１－２０４－５３２１)
備　　考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakijyun.htm)